

1人の首切りも許さない

N関労東 2005.3 No1

東日本NTT関連合同労働組合
 東京都千代田区岩本町2-17-4 米澤ビル
 労働運動センター1階
 TEL (03) 5820-2070 FAX (03) 5820-2080
 E-mail aaa@zc.wakwak.com
 http://www.n-kanrou.com

発行責任者：江尻 昭正 編集責任者：林 信行



人権無視は許さない！

「育児・介護休業法」を遵守し Hさんの職場を確保しろ

NTT東日本会社は昨年9月、現在のNTT業務を各県域のME、サービス、そしてアソシエを統合した総合会社にアウトソーシングすることを柱とした「組織改革ステップ2」を提示した。

H組合員(51才)が現在携わっている業務もアウトソーシングすることが判明。

N関労は、H組合員が、難病認定を受けている妻の介護、家事、子育てができる条件の確保のため、「介護・休業法」第26条を遵守し、現在の職場、または現在と同じ通勤時間内の職場に配置してほしい、と要望し続けている。

不誠実な態度をとり続けるNTT

N関労東は昨年11月、ステップに伴う異動等について、育児介護休業法を遵守することに、介護を必要とする家族を持つ社員に、現状以内の通勤時間、及び帰宅時間内である勤務地を保障することを、要求してきました。

また今年2月には、「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」にある「転勤についての配慮(第26条)」について

これを遵守し、H組合員が家族の介護をできる条件を確保することを要求してきました。

その後NTTが、「事情があることは分かった」上長とよく相談してくれ、川崎営業支店に組織改革のステップにともなう配置転換に際し私の事情について配慮していただきたい旨の要請をしますが、「神奈川支店にはあつたてがあるが、具体的な人事があつたときに使つたもので、人事の話がないのに考慮する」と話にもならない」との態度に終始しています。

一方、要求書に対する回答では、会社の責任により対処していると回答していますが、事実は一向に進進していません。

このようなNTTの対応は、難病の家族を介護するものに対して当人を精神的に追いつめるものであり、極めて非人間的な姿勢であると受けとめるを得ません。

また、問題をたらいまわしにし、引延しをしているよう

であり、きわめて不誠実と言わざるをえません。現在、このような態度をあらため、速やかに善処することをNTTに強く求めたいです。

また、この間の不誠実な対応、法律無視、人権無視に対しては、第三者機関も活用し、難病認定を受けている妻の介護が出来る職場の確保を、とつて人間としての当たり前の要求を勝取っていきたくい

2・16 持株要請行動 「育児休業、介護休業法を遵守し、Hさんが家族の介護をできる条件を確保すること」

2月16日、けいり総行動でNTT持株会社に申入れ行動を実施しました。

申し入れは、東京労組NTT東日本合同分会の石原分会長、木下書記長、国鉄鉄道公団訴訟団の佐久間さん、エタニツト分会の村上さん、多摩大目黒で解雇撤回を闘つ坂本さん、東京争議団議長の小関さん、そしてN関労東・江尻委員長、同斎藤書記長

そして、Hさんの9人がNTT第5部門「高木担当課長」木下さんの職場復帰と、Hさんが家族の介護が出来る勤務地の確保を要請しました。Hさんは今までの経過を発言し、私のささやかな希望をかなえてくださいとNTT東への要求書を手渡し、持株会社として指導するよう要請、NTTは「東日本に伝える」と回答しました。



NTT持株会社への要請=大手町

一緒に悩み、考えます。
お電話お待ちしております

お気軽にお電話下さい！！

(03) 5820-2070

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

第26条 事業主は、労働者を転勤させようとするときは、育児や介護を行うことが困難となる労働者について、その育児又は介護の状況に配慮しなければならない。

私のささやかな希望を かなえてください

組合員は昨年12月、介護をする妻をかかえて生活している事情を、私のささやかな希望をかなえてくださいとの文章に、「バリエーション」青髄小脳変性症知っておきたい病気の「青髄小脳変性症の認定を受けている方」(病名変更資料)、「障害手帳」(東京都の医療券)、「診断書」を添付し、N1提出しました。

N1はただ、人事の問題なので今の段階では配慮できるという人と人権無視の態度を遂げています。



私の希望

現在の職場、または現在と同じ通勤時間内の職場に配置してほしい。現在、大森駅から川崎駅通っているため通勤時間35分です。

なお、03年4月雇用選択の際の通勤時は会社は、通勤時間については配慮してくれ、25分かついていた通勤時間に10分増えて35分の通勤で勤務できる現在の川崎支店に配属になりました。

その理由

妻が難病に罹り身体障害3級に認定され、次女は喘息に罹り、私が介護と子育てをしていかなければならないので。

現在の通勤時間相当の勤務場所以外への転勤をさせられたら今の生活が維持できません。

妻の病状について

妻は青髄小脳変性症(運動失調を主要症候とする原因不明の神経性疾患の総称)または、主に脊髄や小脳脳幹が障害されることを特徴とする神経変性疾患)という特殊疾病に罹り、東京都より難病認定を受けました(02年10月)。そして身体障害3級と認定されました(03年3月)。難病といつぐらいですから、現段階では根本的な治療方法のない疾患です。尚、03年10月から難病名が多系統萎縮症に変わりました。

この病気は、歩行が困難になるといわれますが、妻の場合には確実に歩くことが困難になってきています。ひざで歩けなくなつてしまい腕組みをして歩くようになりましたが、それでも転ぶようになつてしまいました。また昨年、妻のため自宅をリフォーム

何を介護しているのか

- ・日中はベッドでの生活が多いので、朝食、夕食をベッドに運ぶことも多い。自分で食べれないときは食べさせます。
- ・風呂に入るのにも介護が必要です。(髪を洗ってやつたり、湯舟への出入りの手伝い)
- ・夜中に「トイレ」と言って起こされ、急いでトイレにつれていかなければならない。
- ・もっと具合が悪いときは年休をとって看護しなければなりません。
- ・たまの外出は私と腕をくみながら歩き、(それでも転ぶこともあります)最寄駅までもタクシーを利用します。

日常生活

家族構成は、私と妻、そして長女、次女です。朝6時におき、一通りの家事をすませて、8時20分に家を出て会社に着くのが時ぎりぎりです。

妻は、日中ほとんど床の中で寝ているので、朝食ぬきが多く、朝食兼用で朝ごはんの残りかバナナとみかんです。家の中を歩くのにも物につかまらなければた立です。つかまらなければ歩けず、それでもつまずいて転んでしまつてこ

平日のタイムスケジュール

6:00	起床 朝食準備、 長女の弁当作り
7:00	洗濯物取込 2回目の洗濯物干し
7:30	朝食
7:50	朝食片付け
8:10	出勤準備
8:20	出勤
8:55	会社到着(着替え)
9:00	始業
17:30	終業
18:00	大森駅 買い物(食糧、雑貨、等)
19:00	帰宅 夕食準備
20:00	夕食と片付け 風呂の準備 入浴 入浴介助 諸々 (アイロンかけ等) 洗濯物干し
24:00	就眠

まとめ

妻の病状は今後ますますきつい状態になること(会話が困難、ふらつき、下肢が突っ張ったり筋肉が硬くなつて動きが鈍くなつたり、排尿がうまくいかなくなる)も考えられます。

妻の病気が現段階では根本的な治療方法のない疾患です。そして進行性であり、今以上に日常生活で介護が必要になってきます。私自身も寝不足がつかういて、はきりいて疲れています。といって

も本人が一番大変な訳です。病気の進行を遅らせるためにモリヒリをさせ、本人を励

通勤時間が25~30分延びたら何が大変か

今まで通りのタイムスケジュールでは、今まで通りの介護はできない。朝5時半に起きて家事・介護をこなさなければならぬ。朝5時半に起きるためには夜の時間を調整しなければならぬ。

転勤の話がなければ、今までどおり何とかやっていたのに。

みなさんのご意見を、電話やメールで下さい。お待ちしております。